

山口県森林整備工事請負契約約款改正のお知らせ

令和 8 年 3 月

山 口 県

令和 8 年 4 月 1 日から、森林整備工事請負契約約款が新しくなります。

1 改正内容

令和 8 年 3 月 6 日に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和 2 4 年 1 2 月大蔵省告示第 991 号）の一部が改正されました。

これに伴い、山口県森林整備工事請負契約約款の条項を下記のとおり改正します。

○山口県森林整備工事請負契約約款（単年度用）

第 3 4 条第 8 項、第 3 6 条第 3 項、第 4 8 条第 3 項、第 5 0 条第 2 項

「年 2. 5 パーセント」を「年 3 パーセント」に改める。

2 適用年月日

令和 8 年 4 月 1 日以降契約を締結するものから適用します。

3 その他

新しい契約約款と新旧対照表は、山口県農林水産部森林整備課のホームページに掲載しています。

山口県農林水産部森林整備課ホームページ
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/107/>)